

# 下水処理場脱水汚泥処分業務委託 (R 8 . 2 ～ R 9 . 3 コンポスト) 契約書

収入印紙

この業務の委託について、排出事業者 高松市長（以下「発注者」という。）と処分業者 （以下「受注者」という。）とは、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令及び高松市下水道事業の会計事務の特例に関する規則第 1 0 0 条において読み替えて準用する高松市契約規則並びに次の条項によって委託契約を締結した。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者、受注者の記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年      月      日

(発注者)

高松市

高松市長 大西 秀人

(受注者)

住 所

氏 名

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、業務の履行に当たり、日本国の法令、この契約書のほか、一般的契約事項を定める下水道施設課業務委託契約約款（令和6年5月1日施行。以下「約款」という。）（同約款中第21条は適用しない。）及び仕様書に従うものとする。

(委託業務)

第2条 発注者は、産業廃棄物を処分するに当たり、第4条第1項に定める産業廃棄物の種類及び数量を第4条第2項に定める業務期間に限り、受注者にその処分業務を委託する。

(許可証の写しの添付と許可の確認)

第3条 受注者は、本契約を締結するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、本契約の業務に係る受注者の産業廃棄物処分業の許可証の写しを本契約書に添付しなければならない。なお、受注者に許可事項の変更があった場合は、その都度、速やかにその旨を発注者に報告し、許可証の写しを提出しなければならない。

2 発注者は、その許可証の写しにより、次の項目及び第4条の記載事項が有効であることの確認をする。

- (1) 許可した都道府県・政令市
- (2) 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）
- (3) 許可番号
- (4) 許可年月日と許可の有効年月日
- (5) 許可の条件

(委託内容)

第4条 発注者は、次の各号の内容に基づき、産業廃棄物の処分を受注者に委託する。

- (1) 委託する産業廃棄物の種類 汚泥
- (2) 予定数量（汚泥の発生量は減少又は増加するため、数量を保証するものではない。） 2,000 t
- (3) 処分料金（消費税及び地方消費税を含む額）  
¥                      - / t（うち消費税相当額¥                      -）

- (4) 処分地の所在地 別紙許可証のとおり
- (5) 処分の方法 別紙許可証のとおり
- (6) 処分施設の処理能力 別紙許可証のとおり
- (7) 必要情報（腐敗、揮発等の性状及びその変化、荷姿、他の廃棄物との混合による支障等の発生、取扱上の注意事項等）  
含水率 68 % から 76 % 程度  
有機分 73 % から 93 % 程度
- (8) 収集運搬業者 名称 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_

2 契約期間及び業務期間は次のとおりとする。

- (1) 契約期間 契約の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (2) 汚泥の搬出期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日までのうち、発注者が指定する期間。
- (3) 処分地自治体との搬入協議期間 契約の日から搬出開始まで
- (4) 処分業務の履行期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（産業廃棄物管理票の交付）

第 5 条 発注者が、受注者に産業廃棄物の処分を委託するときは、発注者又は下水処理場等運転維持管理業務における受注者は、廃棄物処理法に定める産業廃棄物管理票を交付するものとする。

（委託する産業廃棄物の数量確認）

第 6 条 発注者が受注者に委託する産業廃棄物の数量確認は、発注者の脱水汚泥貯留ホッパ重量計により行うものとする。

（義務と責任）

第 7 条 受注者は、誠実に本業務を履行するほか、公害防止関連法規及び条例を遵守し、環境保全上遺漏のないよう義務を履行するものとする。

（情報の提供）

第 8 条 発注者は、委託する産業廃棄物を受注者が適正に処理できるよう、その産業廃棄物についての必要な情報を第 4 条の必要情報欄に記入するものとする。また、発注者は、収集運搬業務の委託契約締結後、委託した者の氏名、名称等必要な情報を受注者に示すものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により記入した第4条の必要情報欄に変更があった場合は、受注者に対し速やかに、書面をもってその変更の内容を通知するものとする。

(契約解除のときの措置)

第9条 約款の定めにより、本契約が解除される場合であって、本契約に基づいて引渡しを受けた廃棄物について、処理が未だに完了していないものがあるときは、発注者及び受注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は、本契約が解除された後も、未処理の産業廃棄物に対する処理責任を免れないことを認識し、当該廃棄物に対する処理業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、同一事業区分の許可を有する別の者に受注者の費用負担をもって行わせなければならない。

イ 受注者が別の者に業務を委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金が受注者になくときは、受注者はその旨をあらかじめ発注者に通知し、資金がないことを明確にしなければならない。

ウ イによる通知を受けた場合、発注者は、受注者から業務を受託した者に対し、差し当たり発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処理を行わせるものとする。発注者は、当該廃棄物の処理完了後、受注者に対し、発注者が負担した費用を請求し、又は本契約に基づく発注者の債務の相当額と相殺し、不足分を求めることができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が契約を解除する場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反に起因する損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の廃棄物を発注者の費用負担をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担により発注者の事業場に運搬した上で、発注者に対し、当該運搬に要した費用の支払を請求することができる。

(暴力団等排除措置)

第10条 高松市では、受注者が暴力団関係者等であった場合に契約を解除することができる要件や受注者が暴力団等から不当要求行為、又は被害を受けた場合の市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ（物品の買入れ、借入れ及び製

造、役務の提供その他の行為をいう。)からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照のこと。

(もっと高松トップページ(<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>)≫事業者の方≫入札・契約情報≫契約監理課ホームページ)

(内部公益通報制度)

第11条 契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、高松市の内部公益通報制度により通報することができる。(同制度における通報方法:電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。))⇒メールアドレス:

naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先:総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会)

※高松市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載している。

(使用する言語・通貨・計量単位)

第12条 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して使用する計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第13条 発注者及び受注者は、この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、高松地方裁判所を第1審の専属的合意裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項等の処理)

第14条 本契約に定めのない事項又はこの契約の条項に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して決定する。